

議案第 32 号

伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、本則に掲げる事務に係る法令、条例若しくは教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（青山ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 青山ホールの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第3項及び第14条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条中「教育委員会」を削る。

（あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 4 あやま文化センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会」を削る。

（伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正）

- 5 伊賀市スポーツ推進審議会に関する条例（平成17年伊賀市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「企画振興部」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例の一部改正）

- 6 伊賀市教育行政評価委員会の設置に関する条例（平成20年伊賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「、スポーツ振興」を削る。